

# 大分大学職業紹介業務規程

平成16年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の2の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）が行う無料職業紹介業務（以下「紹介業務」という。）に関し必要な事項を定める。

## (紹介業務の範囲)

第2条 紹介業務は、本学の学生並びに本学を卒業した者及び修了した者を対象とする。

## (紹介業務の担当者)

第3条 学長は、本学の紹介業務を総括し、所轄公共職業安定所との連絡調整を行うため、学長が指名する理事を紹介業務担当者（以下「担当者」という。）として定める。  
2 担当者は、必要に応じ、紹介業務補助者（以下「補助者」という。）を定め紹介業務を処理させることができる。

## (求人者の受理範囲)

第4条 担当者は、求人者の申込みがあった場合、次の各号の一に該当するものを除きすべて受理するものとする。  
(1) 求人者の申込みの内容が法令に違反しているとき。  
(2) 雇用条件等が著しく不相当であると認められるとき。  
(3) その他本学の教育上、適当でないと認められるとき。

## (求人者の申込み)

第5条 求人者又はその代理人は、求人票に所要事項を記入して申し込まなければならない。ただし、これにより難い場合は、労働条件等を明示した文書によって申し込むことができる。

## (労働条件等の明示)

第6条 求人者又はその代理人は、求人者の申込みにあたって、求職者に係る業務内容、賃金及び労働時間その他の労働条件等を明示しなければならない。

## (求人者の掲示)

第7条 担当者は、第5条の規定により求人者の申込みを受理したときは、掲示又は電子掲示板等により周知しなければならない。

## (求職者の受理範囲)

第8条 担当者は、求職者の申込みがあった場合は、次の各号の一に該当するものを除きすべて受理するものとする。  
(1) 求職者の申込みの内容が法令に違反するとき  
(2) その他本学の教育上、求職者の内容が適当でないと認められるとき

## (求職者の申込み)

第9条 求職を希望する者は、求職票等に所要事項を記入して申し込まなければならない。

## (紹介の原則)

第10条 担当者及び補助者は、求人者に対し、その希望に適合する求職者を紹介し、求職者に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介するよう努めなければならない。

## (労働争議に対する不介入)

第11条 本学は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖が行

われている事業所への求職者の紹介を行わないものとする。

(秘密の厳守)

第12条 担当者及び補助者は、紹介業務を行うに当たって知り得た個人的な情報をすべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第13条 担当者及び補助者は、何人に対してもその人種、国籍、信条、性別、社会的身分及び門地等を理由として、職業紹介について差別的な取り扱いをしてはならない。

(報告)

第14条 求人者及び求職者は、本学に採否を報告しなければならない。

(事務)

第15条 紹介業務に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、紹介業務に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成16年規程第94号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第56号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第77号)

この規程は、平成20年8月12日から施行する。

附 則 (平成24年規程第85号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第41号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第47号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。